

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長岡市長 磯田 達伸

市町村名 (市町村コード)	長岡市 (152021)
地域名 (地域内農業集落名)	越路地域 【石津地域】(釜ヶ島、岩野、仲島) 【浦地域】(浦) 【神谷地域】(越路中沢、神谷) 【中野島地域】(越路中島、篠花、西野、飯島) 【来迎寺地域】(朝日、来迎寺) 【岩塚地域】(岩田、山屋、十楽寺、沢下条、中島、飯塚、不動沢) 【塚山地域】(阿蔵平、荒瀬、山宿、小坂、菅沼、西谷、池之平、塚野山、木和田久保)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月4日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地域の主たる作物は、水稻(加工用米含む)、大豆、転作そば。地区内に米菓企業と酒造会社が存在することから、契約栽培米にも取り組んでいる経営体もある。多面的機能支払制度においては、地域で1つ「エコネット越路広域協定」で、非農家も含め地域一体となって畔畔の草刈りなどに取り組んでいる。乾燥調整については、カントリーエレベーターが主で、農業用機械は個々で所有している。山間地域の谷地では、水が行き届かず、ポンプアップ対応するにも莫大なコストがかかるため難しいことが懸念事項である。越路原では、渋海川からの取水一本で賄っているため、水不足に陥りやすく、品質も不安定である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

石津: 認定農業者である2法人が地域の農地の6割を集積している。水稻を中心にリタイア農家の受け皿となる。
浦: 認定農業者が担う。水が少ないため、水稻作以外も検討したいが、品目を模索。法人では、さつまいもや里芋を実施している経営体あり。
神谷: 担い手集約が進み耕作者が限られており、認定農業者を中心に担っていく。今後、引き続き協議を行い、農地の集約化を行っていく。売れるコメづくりに引き続き取り組む。
中野島: 認定農業者が担う。労力の観点から、水稻以外の作物は難しく、現状を維持していく。
来迎寺: 地区内の農家自体が少ないため、近隣集落の認定農業法人を中心に担う。酒造りに適した米づくりに引き続き取り組んでいく。
岩塚: 酒造会社、米菓企業とのつながりがあり、今後も米づくりに注力する。越路原は4つの経営体で7割を占め、ほぼ流動化は終了している。今後も、認定農業者が中心となり担っていく。山間部においては、そば転作から大豆に切り替えることも検討。
塚山: 中心経営体である認定農業者等が担うが、担い手の高齢化に伴い、今後も農地利用の協議を行なっていく。転作で落花生を作付けしている経営体もあるが、効率が悪いと、費用対効果を考えると水稻作の継続が望ましい。
・集落協定が存在する集落においては、集落戦略の話し合いにおいて、継続的に農地利用を検討していく。
・越路原(岩塚・塚山・来迎寺にまたがるエリア)においては、今後も話し合いで集約を進めるとともに、畑地化についても検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,514.90 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,345.87 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農用地を農業上の利用が行われる農用地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
<p>小規模農家は、高齢化や機械更新を機に、大規模農家へと農地が集約されていくと見込まれる。 石津：砂利取りをしている圃場含め、集約を進めていく。 浦：中心経営体である認定農業者、認定農業法人が担う。 来迎寺：地区内の農家自体が少ないため、近隣集落の認定農業法人を中心に担う。 神谷：担い手集約が進み耕作者が限られており、中心経営体を中心に担っていく。今後、引き続き協議を行い、農地の集約化を行っていく。 中野島：中心経営体である認定農業者(法人、大規模個人経営体)に集約されていく見込み。 岩塚：集積はほぼ完了しているが、親戚づてに担っている傾向があり、現状、集約化は進んでいない状況。小作料はほぼ統一されているため、今後集約化を進めていく。 塚山：農地中間管理機構を使い、農地交換、集約を進める。 越路原：約8割程度担い手に集積されているが、農地自体は分散している傾向にある。今後も話し合いにより集約を進めていく。</p>
(2)農地中間管理機構の活用方針
<p>農地の利用権設定においては、農地中間管理機構介在の利用権設定を行っていく。</p>
(3)基盤整備事業への取組方針
<p>昭和50年代の圃場整備(3反区画)によりほぼ整備されているが、前田～片貝にかけては、地下水が湧いてきて機械が下がる農地もある。</p>
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①電気柵の設置、罾による捕獲、ヤブの刈り払いなどにより、イノシシ等への対策を講じる。
- ②越路地域全域で特別栽培米に取り組んでおり、継続していく。有機JAS認証米を出荷している経営体もある。
- ③ドローン、水位センサー、直進アシストなどを取り入れており、今後も活用していく。